

議案第 5 8 号

岩倉市手数料条例の一部改正について

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市手数料条例の一部を改正する条例

岩倉市手数料条例（平成１２年岩倉市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第９中

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第７条第１項に規定する通知カードの再交付手数料	１枚	５００円	申請のとき	
番号利用法第２条第７項に規定する個人番号カードの再交付手数料	１枚	８００円	申請のとき	

を

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードの再交付手数料	１枚	８００円	交付のとき	
---	----	------	-------	--

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。